

応募説明書

三次高速道路事務所管内 事故車等排除業務に係る協定締結会社の募集について (大型車)

西日本高速道路株式会社
中国支社

1. 事故車等排除業務の内容

(1) 西日本高速道路株式会社（以下「弊社」といいます。）の管理する高速自動車国道のうち、中国支社三次高速道路事務所が担当する区間（以下「三次（高）管内路線」といいます。）における次の業務（以下「排除業務」といいます。）とします。

<大型車の排除業務：次の①又は②の業務>

- ① 故障車、交通事故及び車両火災の原因により停止している大型車（車両総重量が概ね3 t以上の車両）に対する排除作業及びこれに附帯する業務
- ② 上記①の排除作業の取次ぎ及びこれに附帯する業務

※「附帯する業務」とは、弊社への通報・連絡、安全確保のための排除作業現場の明示、排除業務の記録・報告、協力業務等をいいます。

(2) 協定の期間

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。
- ② 上記①の協定期間が満了する1ヶ月前までに弊社または、協定締結会社のいずれからも相手方に対し、文書による協定内容変更の協議又は本協定解除の通知が無い場合及び協定書に定める事項への違反が無い場合は、引き続き同一内容にて1年間更新することとします。

(3) 留意事項

- ① 排除業務に係る料金は申請時に提出された料金表に基づくものとします。
- ② 排除業務にあたる車両の通行料金は有料とし、弊社は負担しません。
- ③ 排除業務は原則としてお客様との直接交渉となりますので、排除業務にあたってのお客様とのトラブル、現場で排除業務を実施すべき事故車等が発見できない場合の費用等に弊社は一切関与しません。
- ④ 排除業務の実施に係る出動連絡は、原則として事故等当事者の選択によるものです。ただし、事故等当事者の意思が確認できない場合は、原則として事故車等の位置、状況、各協定締結会社の出動基地の所在地等を勘案し、当該事故車等の排除をより迅速に実施することができると弊社が判断する協定締結会社に弊社から出動連絡を行うこととなります。したがって、本協定は、各協定締結会社に対し出動

を約束するものではなく、出勤連絡の多寡について弊社が保障するものではありません。

- ⑤ 弊社から交付した「事故車等排除に係る作業マニュアル例」（以下「マニュアル」といいます。）を参考に自社におけるマニュアルを作成し、5に定める申請書類とあわせて提出してください。マニュアルを提出しない場合は、協定を締結しません。なお、弊社によるマニュアルの確認において適正でないと判断した場合は、訂正を求める場合があります。
- ⑥ 協定締結後の排除業務においては、当該マニュアルに従い実施してください。（当協定に基づく排除業務以外に道路管制センターを介さずに直接お客様等からの連絡を受けた場合も含まれます。）

※詳しくは、「標準協定書」をご参照ください。

2. 排除業務実施区間、区分及び担当事務所

排除業務実施区間	区分	担当事務所	所在地及び電話番号
中国自動車道 新見IC～高田IC	大型車	三次 高速道路事務所	〒728-0022 広島県三次市西酒屋町216 TEL : 0824-62-5135

※ I C = インターチェンジ

3. 申請できる方

次の（1）に掲げる欠格要件に該当しない方で、（2）申請の形態に応じて、（3）に掲げる要件をすべて満たす方は、申請できます。

（1）欠格要件

- ① 協定を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、協定締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではありません。
- ② 経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- ③ 事故車等排除業務参加申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者。
- ④ 次の各号のいずれかに該当すると認められる方でその事実があった後2年を経過しない者。
- イ 排除業務の実施にあたり、不正な行為を行い、かつ著しく弊社の信用を失墜させた者。

- ロ 公正な公募を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者。
- ハ 公募により選定された者が弊社と協定を締結すること又は協定締結会社が排除業務を実施することを妨げた者。
- ニ 排除業務の実施にあたり、弊社社員若しくはその命を受けた者の職務の執行を妨げ、又はその指示に従わなかった者。
- ホ 協定締結会社の実績を有する者で、協定期間中において正当な理由がなくて排除業務を実施しなかった者。
- ヘ 弊社に提出した書類の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は記載しなかったと認められる者。
- ト その他弊社に著しい損害を与えた者。

⑤ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）である場合、又は暴力団等反社会的勢力が経営に実質的に関与している場合
- ロ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている場合
- ハ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力・関与している場合
- ニ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- ホ 親会社、子会社その他関連先が前4号のいずれかに該当した場合

(2) 申請の形態

- ① 単独申請…申請者自ら排除作業を行う場合で、第三者に排除作業の一部を委託しない形態
- ② 一部委託申請…申請者自らが排除作業を行う場合で、第三者に排除作業の一部を委託する形態（タイヤ修理、給油などの軽微な修理や、自動二輪車への対応を他社との協力で実施する場合も、これに該当します。）
- ③ 取次ぎによる申請…申請者自らは排除作業を実施せず、提携する第三者（以下「取次ぎ先」といいます。）に排除作業の実施を取り次ぐ形態

(3) 申請要件

《単独申請の場合》

- ① 会社その他の法人格を有する者、又は個人であること。

- ② 申請者が、排除業務に係る料金について、項目、単価、計算方法等が明瞭な料金表を有していること。
- ③ 申請者が、24時間・365日の弊社との連絡体制及び出動体制（人員・車両）を確保していること。
- ③ 申請者が出動体制を確保している事業所等（以下「出動基地」といいます。）から三次（高）管内路線の最寄りのインターチェンジまで、60分以内で到着可能なこと。
- ⑤ 申請者が、排除作業の実施が可能な以下の車両をいずれも配備していること。ただし、i)とii)の機能を併せ持つ車両を1台配備している場合には、要件を満たしていることとします。（以下同じです。）
 - i) 大型車をけん引又は積載可能（車両総重量8t程度まで対応可能）な車両
 - ii) 大型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両
- ⑥ 申請者が、排除作業の実施にあたっての安全対策器材（発炎筒、セーフティーコーン・矢印板等の規制用器材又はヘルメット・安全チョッキ等の安全対策用被服等をいいます。以下同じ。）を排除作業に使用する車両に装備していること。
- ⑦ 排除作業に従事する者が、運転免許（大型自動車、大型特殊自動車等）、クレーン運転士免許、自動車整備士、玉掛け技能講習修了等の必要な免許、資格を有していること。

《一部委託申請の場合》

- ① 会社その他の法人格を有する者、又は個人であること。
- ② 申請者が、排除業務に係る料金について、項目、単価、計算方法等が明瞭な料金表を有していること。
- ③ 申請者及び排除作業の一部を委託する第三者（以下「一部委託先」といいます。）の全てが、24時間・365日の出動体制（人員・車両）を確保しているとともに、申請者が24時間・365日の弊社との連絡体制を確保していること。
- ④ 申請者及び全ての一部委託先が、出動基地から三次（高）管内路線の最寄りのインターチェンジまで、60分以内で到着可能なこと。
- ⑤ 申請者又は一部委託先が、排除作業の実施が可能な以下の車両をいずれも配備していること。
 - i) 大型車をけん引又は積載可能（車両総重量8t程度まで対応可能）な車両
 - ii) 大型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両（一部委託先が有する場合を含みます。）
- ⑥ 申請者及び全ての一部委託先が、排除作業の実施にあたっての安全対策器材を

排除作業に使用する車両に装備していること。

- ⑦ 排除作業に従事する者（一部委託先を含みます。）が、運転免許（大型自動車、大型特殊自動車等）、クレーン運転士免許、自動車整備士、玉掛け技能講習修了等の必要な免許、資格を有していること。
- ⑧ 全ての一部委託先が上記3.（1）④及び⑤に該当しないこと。

《取次ぎによる申請の場合》

- ① 会社その他の法人格を有する者、又は個人であること。
- ② 申請者が、排除業務に係る料金について、項目、単価、計算方法等が明瞭な料金表を有していること。
- ③ 全ての取次ぎ先が、24時間・365日の出動体制（人員・車両）を確保しているとともに、申請者が24時間・365日の弊社との連絡体制を確保していること。
- ④ 全ての取次ぎ先の出動基地から三次（高）管内路線の最寄りのインターチェンジまで、60分以内で到着可能なこと。
- ⑤ 取次ぎ先が、排除作業の実施が可能な以下の車両をいずれも配備していること。
 - i) 大型車をけん引又は積載可能（車両総重量8t程度まで対応可能）な車両
 - ii) 大型車の引き起こし、吊り上げ等の作業が可能な車両
- ⑥ 全ての取次ぎ先が、排除作業の実施にあたっての安全対策器材を排除作業に使用する車両に装備していること。
- ⑦ 取次ぎ先の排除作業に従事する者が、運転免許（大型自動車、大型特殊自動車等）、クレーン運転士免許、自動車整備士、玉掛け技能講習修了等の必要な免許、資格を有していること。
- ⑧ すべての取次先が上記3.（1）④及び⑤に該当しないこと。

4. 一部委託申請又は取次ぎによる申請の場合の注意事項

- （1）弊社との協定を締結した場合、排除業務の実施に関する弊社からの連絡等は、協定締結者（申請者）に行うこととなります。
- （2）一部委託先又は取次ぎ先に対する責任は、協定締結者（申請者）が負うこととなります。

※詳しくは、「標準協定書」をご参照ください。

5. 申請書類

提出を要する申請書類は、以下のとおりです。なお、申請書類のうち「事故車等排除業務参加申請書」は、**弊社指定の様式**とします。

- (1) 事故車等排除業務参加申請書
 - (2) 法人登記簿謄本（個人の場合は、市区町村が発行する住民票）
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 申請する年の直前の国税通則法に定める納税証明書（未納の税額がないことの証明書として、個人の場合は「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」を対象税目とした納税証明書「その3の2」、法人の場合は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を対象税目とした納税証明書「その3の3」）
 - (5) 料金表
 - (6) 会社概要書、又はこれに類する書類（パンフレット等）
 - (7) 出勤基地（一部委託先又は取次ぎ先の出勤基地を含みます。）から最寄りインターチェンジまでの経路を明示した地図（縮尺1/10,000程度）の写し
 - (8) 1. (3) ⑤に定める自社のマニュアル
- ※(2)、(3)及び(4)は申請日から遡って3か月以内に発行されたもの（写しでも可）
- ※申請時点において、三次（高）管内路線以外で「事故車等排除業務の実施に関する協定書」を弊社と締結している場合、(1)のうち別紙-3、(5)、(6)及び(8)については変更が無ければ省略可能です。（申請書に記入欄を設けていますので、その旨を記載してください）

6. 提出方法

- (1) 申請書類は中国支社保全サービス事業部交通管制課（受付場所）まで郵送又は持参してください。
- (2) 申請書類を提出される場合、事前に中国支社保全サービス事業部交通管制課あてご連絡のうえ、受付の日時等をご確認くださいませようお願いします。

7. 提出部数

1部

8. 申請に関する留意事項

- (1) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担となります。
- (2) 提出された申請書類は、返却いたしません。
- (3) 提出された申請書類は、排除業務に係る協定締結会社決定の目的以外には申請者に無断で使用いたしません。
- (4) 後日、記載内容確認のため、現地調査又は聞き取り調査を行う場合がありますので

ご了承ください。

(5) 申請書類に虚偽の事項を記載した場合、重要な事項の記載を怠ったことが発覚した場合又は、弊社からの確認等に対して虚偽の発言又は報告をした場合には、協定締結をしない場合があります。

(6) 申請書類の提出後、記載内容に変更があった場合には、速やかに変更事項を申請書類を提出された受付場所へ届け出てください。

9. 申請書類の受付

- (1) 期 間 令和6年2月8日(木)から令和5年2月29日(木)まで
(土・日・祝日を除く)
- (2) 時 間 9時から12時まで 及び 13時から17時まで
- (3) 場 所 中国支社保全サービス事業部交通管制課(郵送または持参)

10. 協定の締結

提出された申請書類及び調査結果等に基づき、上記3.(1)の欠格要件及び(3)の申請要件に該当しているか否かを確認し、欠格要件に該当せず、全ての申請要件を充足し、かつ提出されたマニュアルが適正と判断した場合に申請者と協定を締結することとします。

11. 申請に関する問い合わせ先

《お問い合わせ先》

中国支社保全サービス事業部交通管制課

所在地 〒731-0103

広島県広島市安佐南区緑井2-26-1

TEL: 082-831-4111

以 上

